

## 第4章 ごみ処理基本計画

### 第1節 基本理念

# 豊かな環境を未来へつなぐ、 持続可能な循環型社会の実現へ

ここ数年の住民の生活スタイルにおいては、インターネット、SNSの普及によるネット販売等がいつそう定着し、宅配便を利用した物品の移動、食品のテイクアウトなどが一般的なものとなり、新型コロナウイルスの感染拡大の影響も受けて、生活に関わる流通面においても著しい変化が見られます。この変化は、住民だけでなく、事業者による事業の運営過程にも影響をもたらし、ごみ質や量にも影響が出てきています。

一方で、住民が家庭内で過ごす時間が増えたことにより、生ごみ処理容器等の購入補助申請の増加など、ごみ減量や資源化への意識の高まりも見られます。

そのような状況のなかで、製品等がごみとなることを抑制し、可能な限り資源化しつつ適正に処理し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することにより天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減されることで、柏市（沼南地域）と鎌ヶ谷市の緑豊かな環境への負荷が軽減されるものと考えます。さらに、処理に伴い排出される焼却灰等の最終処分は域外に処理委託していることから、自地域だけでなく、自地域から排出されたものについての環境負荷低減も考えなければなりません。

また、ごみの増加は、環境への負荷の増加だけでなく、収集・運搬、焼却処理、資源化、最終処分と、いずれの段階でも活動量が増えてしまうことから、コストの増加も招きかねません。再資源化が進展しても、資源物の流通量が増加すれば、やはりコストは増加します。

組合及び構成団体では、「住民参加」及び「事業者との協働」が将来の循環型社会の実現に最も重要な要素であり、住民、事業者及び行政の協働連携が柏市（沼南地域）と鎌ヶ谷市の豊かな将来を創造していくものであると考えています。

今後も引き続き、それぞれの責任を十分に自覚することで、ごみ処理活動を最小化していき、今後も続く高齢化社会に対応できる体制を構築していく必要があります。前計画で掲げている5Rの理念を実践するための人的・資材コストは無限ではないことに配慮しつつ、将来の変化に備えることが重要になります。

上記を踏まえ、本計画の基本理念は、前計画の、適正な一般廃棄物の処理の推進及びごみの減量化・資源リサイクル活動の推進等を目標とする「循環型社会の構築」の取り組みの継続とさらなる推進を図り、未来の両市の持続可能な発展を推進していくことを目標に、前計画の基本理念である「豊かな環境を未来へつなぐ、持続可能な循環型社会の実現へ」を維持することとします。

## 第2節 基本方針

本計画における基本理念及び基本方針は図4-2-1に示すとおりです。基本理念の実現のため、取り組みの柱となる基本方針についても、前計画の内容を基本とし、次のとおりとします。

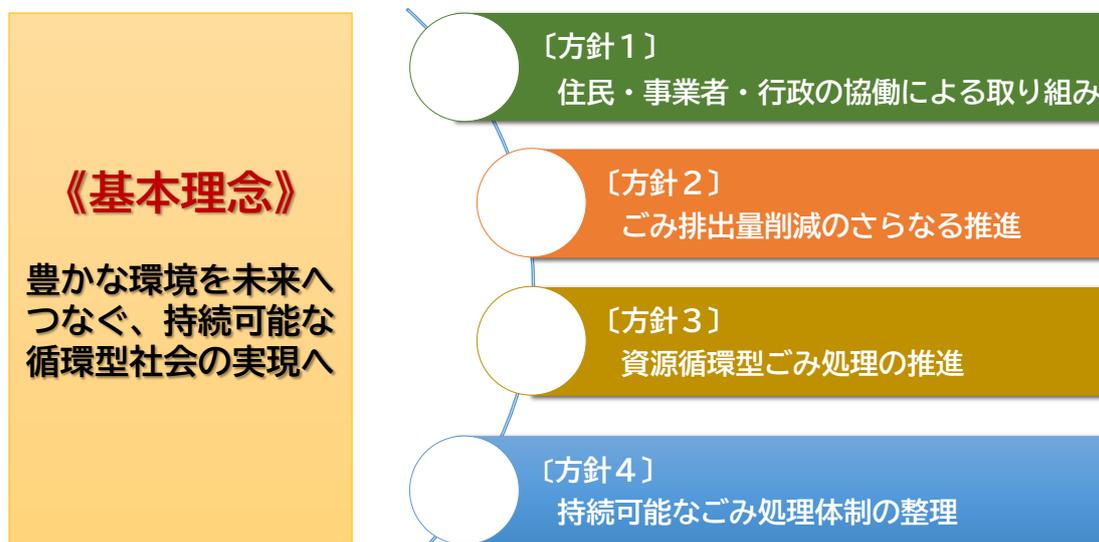


図4-2-1 本計画における基本理念及び基本方針

### 方針1 住民・事業者・行政の協働による取り組み

持続可能な循環型社会の実現に向け、ごみの発生・排出抑制、ごみの減量化・資源化、ごみの適正な処理、処分を推進するため、これまで以上に住民、事業者、行政との協働による取り組みに努めます。また、三者のこれまでの取り組みと併せて、住民参加型、事業者参加型による施策の実施を目指すとともに、行政は住民の活動を支援し、事業者とのさらなる協働や、よりきめの細かい指導を推進していきます。

### 方針2 ごみ排出量削減のさらなる推進

ごみ処理に由来する環境負荷を低減させるためには、ごみを発生させないことが最も効果的であることから、5R（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）の中でも特にリフューズ、リデュース、リユースを優先して取り組むことで、家庭系ごみの排出量削減のさらなる推進を目指します。また、事業系ごみの排出者への啓発活動を強化し、事業系ごみの排出量削減を目指します。

### 方針3 資源循環型ごみ処理の推進

排出されたごみについて、リサイクルによる資源化率の向上のためには、ごみ排出の段階で分別区分を徹底することが重要であり、住民、事業者への啓発活動を強化するとともに、行政は資源循環型のごみ処理システムの構築を目指します。

### 方針4 持続可能なごみ処理体制の整理

組合で実施する収集・運搬、中間処理及び最終処分が適正に行われるよう努めるとともに、より効率的なごみ処理体制について、検討を行っていきます。

## 第3節 計画目標値の設定

- 1人1日当たり家庭系ごみ排出量：  
令和10年度（2028年度）に562g/人・日、令和15年度（2033年度）に537g/人・日
- 1人1日当たりごみ総排出量：  
令和10年度（2028年度）に743g/人・日とし、令和15年度（2033年度）に711g/人・日
- 資源化率：  
令和10年度（2028年度）に21%とし、令和15年度（2033年度）に23%
- 最終処分量：  
令和10年度（2028年度）に3,000t/年以下、令和15年度（2033年度）に2,700t/年

ごみの減量化、資源化及び適正処理を目指し、令和10年度（2028年度）を中間目標年度、令和15年度（2033年度）を最終目標年度とし、以下のとおり新たな減量化等の目標値の設定を行います。

## 1. 目標項目の整理

新たに目標値を設定する項目は、「1人1日当たり家庭系ごみ排出量」、「1人1日当たりごみ総排出量」、「資源化率」及び「最終処分量」とします。

## 2. 各ごみの目標項目の整理

「1人1日当たり家庭系ごみ排出量」及び「1人1日当たりごみ総排出量」の目標値を設定するために、1人1日当たりごみ排出量の削減目標について整理します。

## (1) 1人1日当たり家庭系ごみ排出量

1人1日当たり家庭系ごみ排出量については、令和4年度（2022年度）時点で592g/人・日であり、現状のまま推移した場合には令和10年度（2028年度）に573g/人・日となり、前計画の目標値（参考）である562g/人・日を達成できない状況にあります。

新たな目標値は、中間目標年度として令和10年度（2028年度）に562g/人・日を達成することを目標とし、令和15年度（2033年度）の目標値は、中間目標値を達成するための削減率を維持することとし、537g/人・日とします。

各年度の1人1日当たり家庭系ごみ排出量の目標値は図4-3-1に示すとおりです。

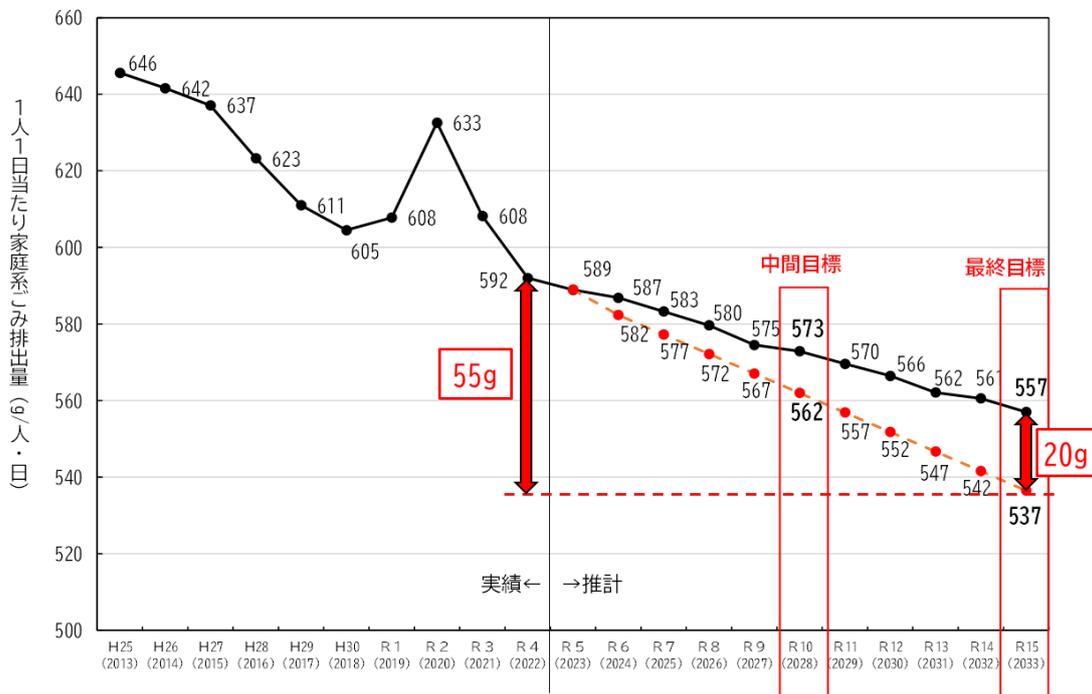


図4-3-1 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の目標値

令和4年度の1人1日当たり家庭系ごみ排出量の内訳は表4-3-1に示すとおりです。

現状のまま推移した場合でも、35gは減少する推計となっていますが、令和4年度（2022年度）時点での1人1日当たり家庭系ごみ排出量と比較した場合に、令和15年度（2033年度）の目標値を達成するためには55g削減する必要があります。

1人1日当たり家庭系ごみ排出量を現状から55gを削減する場合、燃やすごみのうち、食品ロスとなっている「直接廃棄」と「食べ残し」の削減、「調理くず（不可食）」の水切りをすること、その他「調理くず（不可食）」のたい肥化の促進、「木・枝・草」や「紙おむつ」の資源化を検討していく必要があります。また、燃やさないごみ、粗大ごみについてはリデュース、リユースの促進が必要となります。

表4-3-1 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の内訳

| 項目          | 排出量内訳 (g/人・日) | 項目         | 排出量内訳 (g/人・日) | 項目        | 排出量内訳 (g/人・日) |
|-------------|---------------|------------|---------------|-----------|---------------|
| 燃やすごみ       | 390.2         | 可燃ごみ       | 266.2         | 直接廃棄      | 8.6           |
| 燃やさないごみ     | 35.4          | 不燃ごみ       | 6.4           | 食べ残し      | 2.6           |
| 資源ごみ        | 90.6          | 資源ごみ       | 89.7          | 過剰除去      | 0             |
| プラスチック製容器包装 | 40.7          | 容器包装プラスチック | 27.9          | 調理くず(不可食) | 121.7         |
| ペットボトル      | 8.4           | 有害ごみ       | 0.1           | 紙おむつ      | 42            |
| 粗大ごみ        | 16            | 合計         | 390.2         | 木・枝・草     | 25.9          |
| 小型家電        | 0.1           |            |               | その他可燃ごみ   | 65.6          |
| 危険・有害物      | 0.3           |            |               | 合計        | 266.2         |
| 有価物回収       | 10.8          |            |               |           |               |
| 合計          | 592.5         |            |               |           |               |

※家庭系ごみの組成調査結果（第2章p42参照）から算出

(2) 1人1日当たりごみ総排出量

1人1日当たりごみ総排出量については、令和4年度（2022年度）時点で783g/人・日であり、現状のまま推移した場合には令和10年度（2028年度）に762g/人・日となり、前計画の目標値である732g/人・日を達成できない状況にあります。

新たな1人1日当たりごみ総排出量の目標値は図4-3-2に示すとおりです。

中間目標年度である令和10年度（2028年度）に743g/人・日とし、最終目標年度の値を711g/人・日とします。

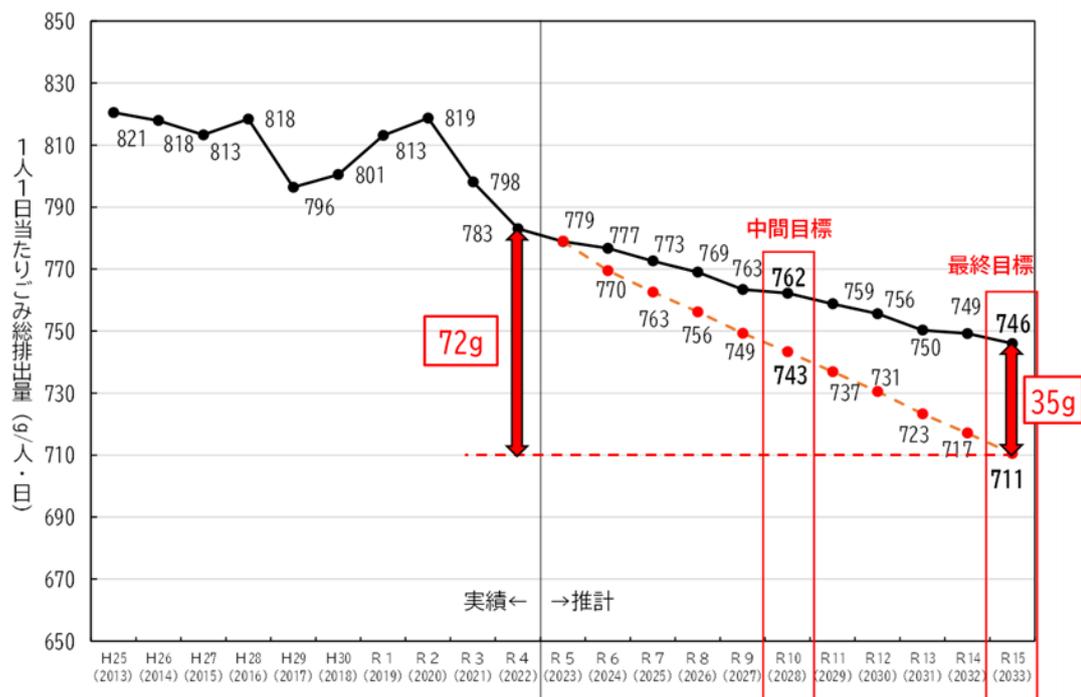


図4-3-2 1人1日当たりごみ総排出量の目標値

### 家庭から出るごみの減量化目標を達成するために。

本計画では、事業所から出されるごみとともに、家庭から出るごみの減量化目標を達成するための施策について設定しています。ここでは、それらの施策のうち主なものをご紹介します。

**〈調理くず・生ごみを減らすための施策〉**  
 本計画では、3Kリ運動(使いきり、食べきり、水きり)の定着や、調理くずなどのうち捨てられている部分を減らすために啓発活動の強化を行い、調理くずのうち10g/人・日のごみ削減を目指します。  
 また、生ごみ処理容器等の導入の推進などによってさらに1g/人・日を削減し、令和15年度(2033年)までに組合全体で、11g/人・日の削減を目指します。

**〈ごみとなっている紙類を減らすための施策〉**  
 可燃ごみには、まだ資源として利用できる紙類が含まれています。  
 また、紙皿や紙コップ、キッチンペーパーなどの使用を減らす工夫をすることによって、ごみとして排出される紙類を減らすことができます。  
 本計画では、ごみとなっている紙類やごみとなりうる紙類を減らしていくため、今後さらに啓発活動などを強化していき、令和15年度(2033年)までに、5g/人・日の紙ごみ量を削減することを目指します。

**〈その他の施策〉**  
 その他、家庭から排出される木・枝・草の資源化方法に関する検討や、粗大ごみの再利用など、ごみをさらに減らしていくための施策を設定しています。

(3) 資源化率

資源化率のごみ総排出量に対する資源化量の割合であり、令和4年度（2022年度）時点で19.0%となっていて、現状のまま推移した場合には令和10年度（2028年度）に19.1%となり、前計画の目標値である約29%は達成できない状況となっています。

資源化率の目標値は図4-3-3に示すとおりです。

新たな目標値として、令和15年度（2033年度）までに千葉県の実績のリサイクル率である約23%を達成することとし、令和10年度（2028年度）の中間目標を約21%とします。

なお、資源化率の向上には、燃やすごみ中に含まれる資源ごみの分別の徹底が最も効果的となっています。

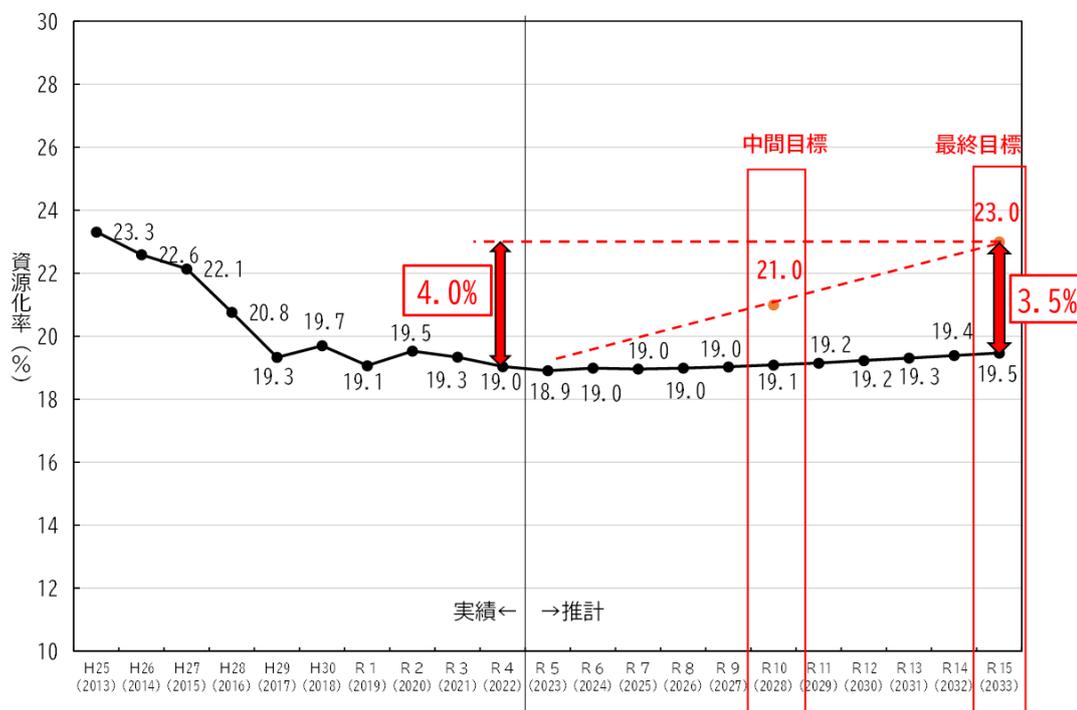


図4-3-3 資源化率の目標値

(4) 最終処分量

焼却残渣の発生量は、ごみの焼却処理量によってその量が決まります。

一方、組合では令和元年度（2019年度）から焼却残渣の一部について資源化を実施しており、最終処分量の削減に寄与しています。

最終処分量の目標値は図4-3-4に示すとおりです。

(2) に示したごみ排出量を達成した場合の焼却残渣の発生量は現状の実績値から算定すると約3,232t/年となり、資源化等を今後も実施していくことにより、令和10年度（2028年度）の中間目標値を3,000t/年以下、令和15年度（2033年度）の最終目標値は2,700t/年とします。

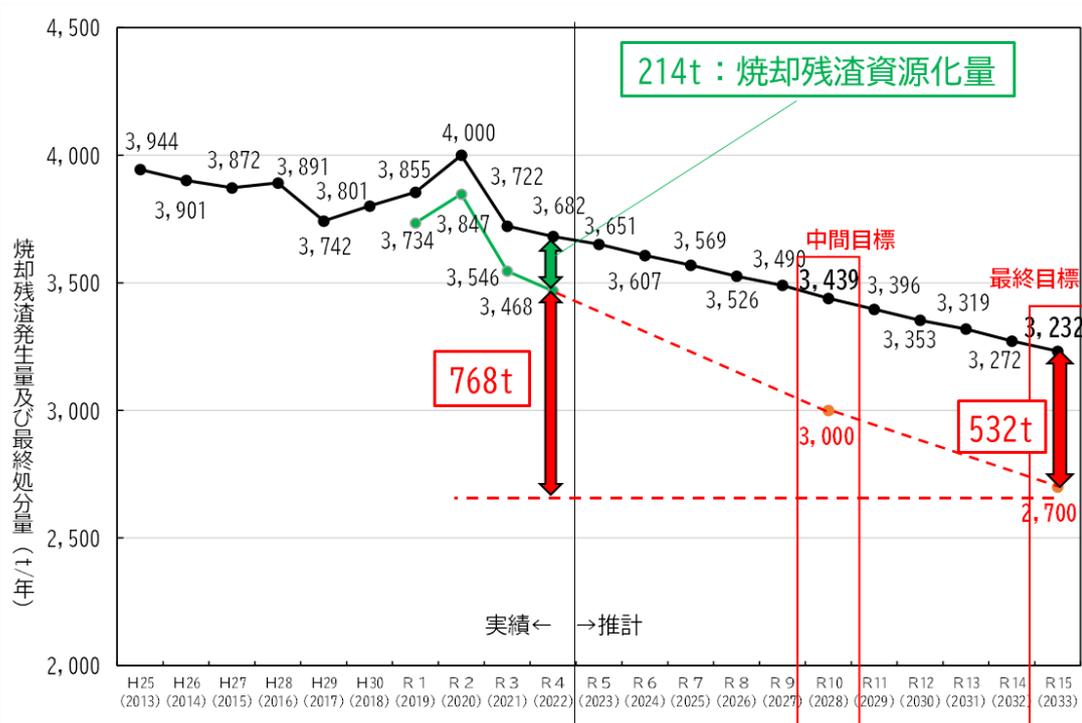


図4-3-4 最終処分量の目標値

※最終処分量は、赤い点線で示しています。

【参考】事業系ごみ排出量

事業系ごみは事業活動により発生するごみとなっていますが、現状のまま推移した場合には、微減傾向となっています。

今後、分別の指導やごみ処理手数料の見直し等により、事業系ごみについて、さらなる削減を目指します。

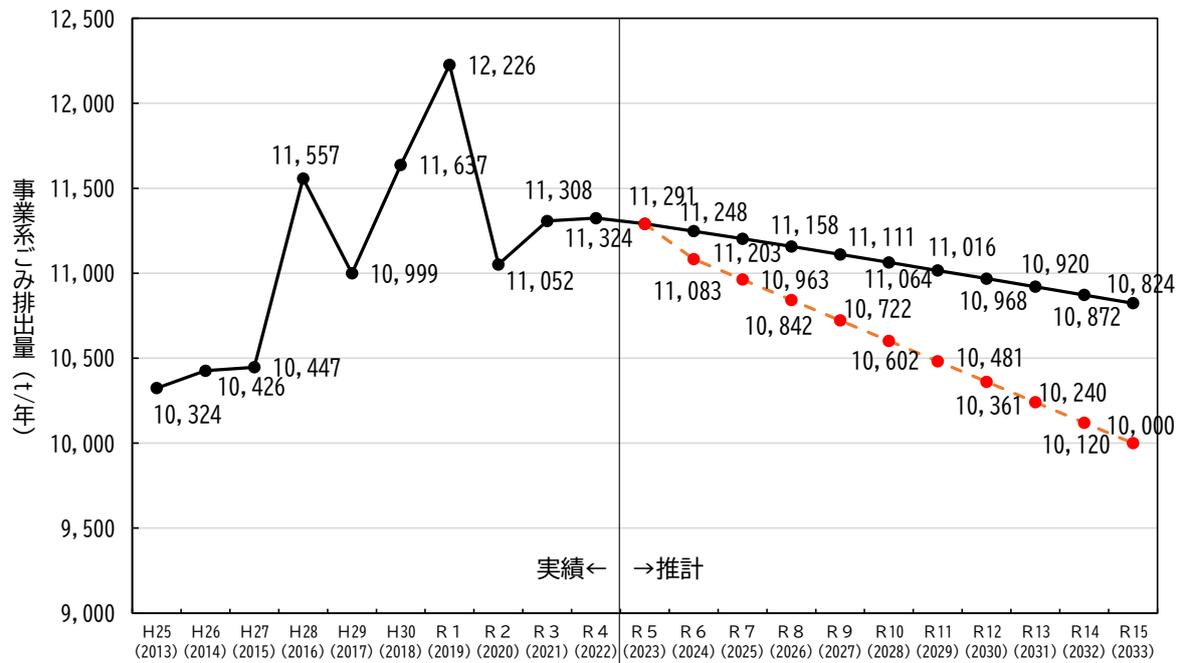


図 事業系ごみ排出量の推移

第4節 施策実施に伴う将来ごみ総排出量の推計値

前節で示した目標値を達成した場合の将来ごみ総排出量は図4-4-1に示すとおりです。

現状のまま推移した場合の将来予測において、組合全体のごみ総排出量は、令和10年度（2028年度）に44,557トン、令和15年度（2033年度）には42,880トンですが、施策を実施して目標達成すると、令和10年度（2028年度）に43,457トン、令和15年度（2033年度）には40,865トンまで削減できる試算となります。施策実施後の令和15年度（2033年度）の目標値の内訳は表4-4-1に示すとおりです。

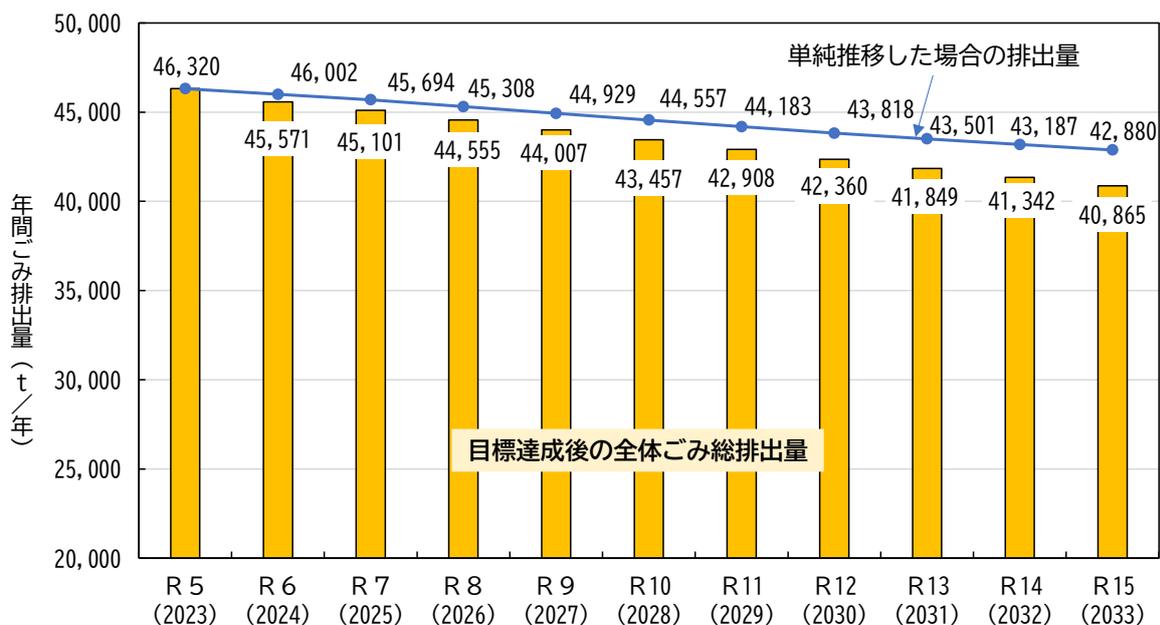


図4-4-1 ごみ総排出量の予測（組合）

表4-4-1 施策実施後の令和15年度（2033年度）目標値

| 項目        | 単位              | 実績値<br>(R4年度) | 令和15年度（2033年度）排出量推計値 |             |                    |
|-----------|-----------------|---------------|----------------------|-------------|--------------------|
|           |                 |               | 現状のまま<br>推移した場合<br>① | 施策効果<br>②-① | 施策実施後の<br>目標値<br>② |
| 原単位       | 全体（家庭系+事業系）の原単位 | 783           | 746                  | ▲35         | 711                |
|           | 家庭系みの原単位        | 592           | 557                  | ▲20         | 537                |
| 資源化率      | %               | 19            | 19.5                 | +3.5        | 23                 |
| 最終処分量（※1） |                 | 3,468         | 2,894                | ▲194        | 2,700              |
| ごみ<br>排出量 | 全体（家庭系+事業系）     | 46,530        | 42,880               | ▲2,015      | 40,865             |
|           | 家庭系             | 35,206        | 32,056               | ▲1,191      | 30,865             |
|           | 燃やすごみ           | 23,188        | 21,262               | ▲2,415      | 18,847             |
|           | 燃やさないごみ         | 2,103         | 1,784                | ▲2          | 1,782              |
|           | 資源ごみ            | 5,382         | 4,925                | +1,047      | 5,972              |
|           | プラスチック類         | 2,419         | 2,228                | +399        | 2,627              |
|           | ペットボトル          | 501           | 464                  | 0           | 464                |
|           | 粗大ごみ            | 948           | 1,087                | ▲167        | 920                |
|           | 小型家電            | 4             | 7                    | 0           | 7                  |
|           | 危険・有害物          | 20            | 16                   | 0           | 16                 |
|           | 有価物回収           | 640           | 283                  | 0           | 283                |
|           | 事業系             | 11,324        | 10,824               | ▲824        | 10,000             |
|           | 燃やすごみ           | 10,781        | 10,132               | —           | —                  |
|           | 燃やさないごみ         | 543           | 692                  | —           | —                  |

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

※1：最終処分量の現状のまま推移した場合の数値はごみ総排出量に対する残渣発生量の割合から算出し、500t/年の資源化を行った場合の数値として算出しました。

第5節 目標達成に向けた施策

これまでに示した各目標の達成に向けて、住民・事業者・行政の協働により、引き続き効果的なごみの減量化、資源化を推進していくことが求められます。

本節では、ごみ処理行政を取り巻く状況及びこれまでの評価、課題を踏まえ、本計画における基本理念、基本方針に基づく施策の体系と、組合及び構成団体、住民、事業者が取り組んでいく施策の枠組みは、図4-5-1に示すとおりです。

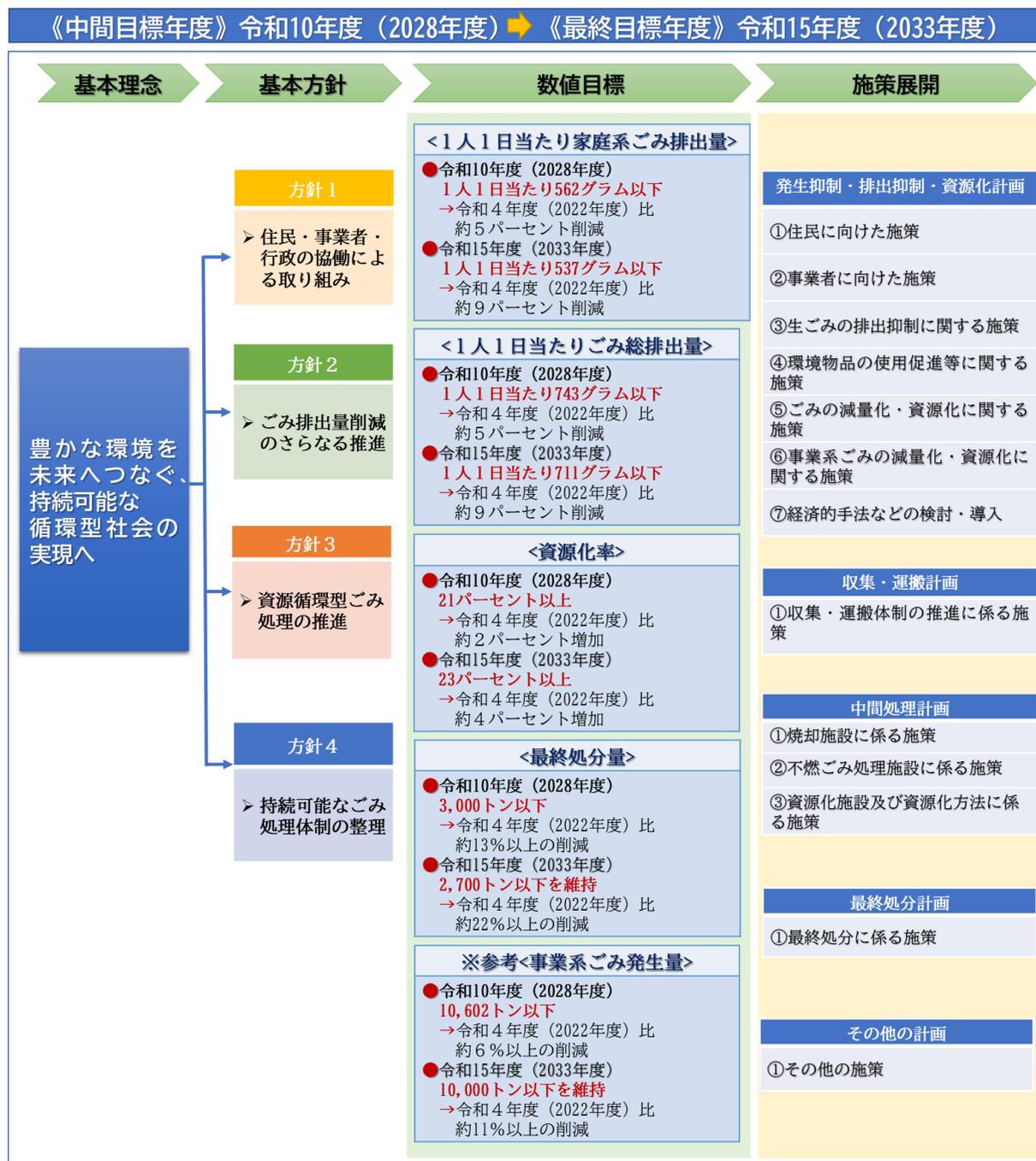


図4-5-1 施策体系

1. 発生抑制・排出抑制・資源化計画

○ごみの発生抑制・排出抑制及び資源化を効率的かつ効果的に推進していくためには、住民、事業者、行政の協働を更に推進するとともに、それぞれの役割を理解し、この三者が主体的な取り組みを実践していくことが重要です。

○組合及び構成団体は、住民・事業者の取り組みに係る情報の提供、啓発等を行うとともに、住民・事業者が主体的にごみ減量に関わることができるような施策の実施を目指します。

(1) 住民に向けた施策

① 循環型社会構築のための取り組みに関する普及啓発

組合及び構成団体は引き続き、ホームページや広報の充実を図り、ごみ減量や分別に関する小冊子（ガイドブック）等の見直しを随時検討、実施します。また、粗大ごみの有効利用の促進につながる効果的なリユースの手法等について検討を行います。

② 子供たちを対象とした環境学習の充実

子供たちが、ごみを出さない生活、ごみの資源化、ごみの処理を身近なものとして触れ、学ぶことは、ごみ処理に関する子供たちの意識を高めるだけでなく、子供を通じて家庭への意識の向上にもつながります。そのため子供たちを対象とした出張授業や社会科見学等を行うことにより、子供たちがごみ減量や環境に優しいライフスタイルに関心を持ち、自ら行動を起こせるよう、環境学習の充実を図ります。

③ 他部署及び大学等との連携による環境教育に関する施策

教育委員会等の他部署や大学等との連携により、行政の観点から見た環境教育の効果的な施策の方向について検討し、実施します。

住民に向けた施策の実施スケジュールは表4-5-1に示すとおりです。

表4-5-1 住民に向けた施策の実施スケジュール

| 項目                         | 施策の内容   | R6~R10<br>2024~2028<br>(中間目標年度) | R11~R15<br>2029~2033<br>(最終目標年度) | 実施主体       |
|----------------------------|---|---------------------------------|----------------------------------|------------|
| ①循環型社会構築のための取り組みに関する普及啓発   | ・ホームページ、広報、ごみ減量や分別に関する小冊子、ごみ分別アプリ等、住民に向けた効果的な情報提供方法に関する検討、実施              | 検討・実施（継続）                       |                                  | 構成団体       |
|                            | ・住民のライフスタイルの転換や住民が自らリサイクル行動を起こせるような取組みを推進するため、ごみ分別出前講座や各種広報などを通じた働きかけの実施  | 実施（継続）                          |                                  | 構成団体       |
|                            | ・マイバッグの利用促進について、ホームページ・アプリ等で啓発を実施   | 実施（継続）                          |                                  | 構成団体       |
|                            | ・紙ごみの分別徹底を図るため、ごみ分別出前講座や各種広報などを通じた働きかけを実施                                 | 実施（継続）                          |                                  | 構成団体       |
|                            | ・小型家電リサイクル関係のボックスや使用済みインクカートリッジの回収箱設置等の実施                                 | 実施（継続）                          |                                  | 組合<br>構成団体 |
|                            | ・粗大ごみの有効利用の促進につながる効果的なリユースの手法等について検討                                      | 検討（新規）                          |                                  | 組合<br>構成団体 |
|                            | ・物の再使用・再生利用・持続可能な循環型社会構築のために有効な取り組みに関する啓発・情報提供                            | 実施（継続）                          |                                  | 構成団体       |
| ②子供たちを対象とした環境学習の充実         | ・子供たちのごみ減量、資源化等への協力や取り組みに関する意識を高めるため、出張授業や社会科見学、プリントの配布、環境プロジェクト等、環境学習の充実 | 検討・実施（継続）                       |                                  | 組合<br>構成団体 |
| ③他部署及び大学等との連携による環境教育に関する施策 | ・他部署・大学等との連携による環境教育の効果的な施策の方向について検討、実施                                    | 検討・実施（継続）                       |                                  | 構成団体       |

(2) 事業者に向けた施策

① 発生抑制・資源化・適正排出に関する指導・啓発

事業系ごみについては、事業者の自己責任でごみを処理することが廃棄物処理法により定められているということへの理解を事業者へ促し、適正な排出方法について検討し、呼びかけていきます。また、販売等を行った製品や容器等でごみになったものを極力自主的に引き取り循環利用が行われるような取り組みの啓発を実施していきます。

併せて、事業者自らが行うごみの排出抑制、資源化、減量化のための取り組みを推進するため、取り組みに関する登録制度や表彰制度等の支援方策を検討・実施していきます。

② “ごみにならない仕組みづくり” の実践に向けた情報提供・指導

事業者のごみの発生抑制を推進するためには、事業の過程で“ごみにならない仕組み”を事業者自身が考え、実施する必要があります。事業者によるごみの発生抑制や資源化への意識が向上する情報を提供するとともに、“ごみにならない仕組みづくり”の普及・啓発、指導を必要に応じて実施します。

事業者に向けた施策の実施スケジュールは表4-5-2に示すとおりです。

表4-5-2 事業者に向けた施策の実施スケジュール

| 項目                             | 施策の内容  | R6~R10<br>2024~2028<br>(中間目標年度) | R11~R15<br>2029~2033<br>(最終目標年度) | 実施主体       |
|--------------------------------|--|---------------------------------|----------------------------------|------------|
| ①発生抑制・資源化・適正排出に関する指導・啓発        | ・事業者の責任による処理への理解、ごみの適正な排出方法等に関する効果的な情報提供について検討、呼びかけの実施                               | 検討・実施                           | （継続）                             | 組合<br>構成団体 |
|                                | ・事業者に対し、ごみの発生抑制、排出抑制に関する取り組みや、販売等を行った製品や容器等でごみになったものを極力自主的に引き取り循環利用が行われるような取組みの啓発を実施 | 実施                              | （継続）                             | 組合<br>構成団体 |
|                                | ・一般廃棄物多量排出事業者に対する、減量に関する計画の作成、提出、指導の強化、継続  | 実施                              | （継続）                             | 構成団体       |
|                                | ・事業者自らが行うごみの排出抑制・資源化・減量化のための取り組みについて登録制度や表彰制度等の支援方策の検討・実施                            | 検討・実施                           | （継続）                             | 構成団体       |
|                                | ・各種法律等に関する情報、処理・資源化等について、マニュアルの活用等により事業者への情報提供及び指導の検討・実施                             | 検討・実施                           | （継続）                             | 構成団体       |
|                                | ・事業者に対して、物の製造、加工、販売時の過剰包装の抑制、レジ袋の削減など容器包装の簡素化やごみの発生抑制につながるような情報提供、働きかけの実施            | 実施                              | （継続）                             | 構成団体       |
|                                | ・事業系生ごみを排出する事業者に対し、食品リサイクル法に基づく資源化の取り組みを推進   | 検討・実施                           | （継続）                             | 組合<br>構成団体 |
| ②“ごみにならない仕組みづくり”の実践に向けた情報提供・指導 | ・事業の過程で生じるごみの減量化に向けた取り組みに関する情報の普及・啓発・指導の実施   | 実施                              | （継続）                             | 構成団体       |

(3) 生ごみの排出抑制に関する施策

① 家庭での生ごみの発生・排出抑制・減量化に関する施策

生ごみの減量化は、食品ロス削減の推進と同様に重要であると位置づけ、構成団体との連携により生ごみ処理容器等の補助を継続して実施します。また、家庭での水切りの更なる浸透により、燃やすごみの減量化を図ります。更に、生ごみ排出の現状を把握するため、家庭から排出される燃やすごみの組成調査をするとともに情報収集を進めていきます。

また、住民の「もったいない」という意識を高め、家庭や外出時の食べ残しを減らし、無駄のない調理を心がけるなど、住民と行政が協働で取り組める場の提供を行っていきます。

② 事業者による食品ロス削減、生ごみの資源化・減量化に関する施策

事業活動によって発生する食品ロスの削減に関する手法、事例等の情報を広報やホームページ等により提供するとともに、食品ロス削減に関する取り組みを行う事業者の登録制度等、事業者が積極的に生ごみの発生抑制に取り組めるような施策を検討します。

また、事業所から発生する生ごみの減量化への取り組み及び適正な処理、減量化等に関する情報の提供、啓発等を行います。

更に、給食残渣のたい肥化や、民間事業者との連携に係る検討、民間事業者がストックしている防災備蓄品の活用・配布についても検討していきます。

生ごみの排出抑制に関する施策の実施スケジュールは表4-5-3に示すとおりです。

表4-5-3 生ごみの排出抑制に関する施策の実施スケジュール

| 項目                              | 施策の内容  | R6~R10<br>2024~2028<br>(中間目標年度) | R11~R15<br>2029~2033<br>(最終目標年度) | 実施主体       |
|---------------------------------|--|---------------------------------|----------------------------------|------------|
| ①家庭での生ごみの発生・発生抑制、資源化に関する施策      | ・生ごみ処理容器等の補助事業の実施  | 実施(継続)                          |                                  | 構成団体       |
|                                 | ・生ごみの水切りや生ごみ減量に関する事例調査及び効果の検証等、減量に向けた施策の検討   | 検討(新規)                          | 実施(新規)                           | 組合<br>構成団体 |
|                                 | ・生ごみの排出抑制につながる効果的な情報発信・啓発・教育の実施・施策の検討  | 検討(新規)                          | 実施(新規)                           | 組合<br>構成団体 |
|                                 | ・調査研究、情報収集(一般廃棄物組成調査)  | 実施(新規)                          |                                  | 組合         |
|                                 | ・住民の「もったいない」という意識を高め、生ごみを出さない生活スタイルへさらに向かうため、住民と行政が協働で取り組める場の提供や環境教育の推進等に関する施策の検討、実施 | 検討・実施(継続)                       |                                  | 組合<br>構成団体 |
| ②事業者による食品ロス削減、生ごみの資源化・減量化に関する施策 | ・食品ロスの削減手法等の取り組みに関する情報の普及・啓発の実施  | 実施(継続)                          |                                  | 構成団体       |
|                                 | ・食品ロスの削減に関する取組を行う事業者の登録制度等、取組推進に向けた施策について検討・実施                                       | 検討・実施(継続)                       |                                  | 構成団体       |
|                                 | ・事業所から発生する生ごみの減量化・適正処理に関する情報提供・啓発の実施   | 実施(継続)                          |                                  | 組合<br>構成団体 |
|                                 | ・事業系食品廃棄物等の資源化として、給食残渣の堆肥化等による利活用の検討・実施  | 検討(新規)                          | 実施(新規)                           | 組合<br>構成団体 |
|                                 | ・飲食店から生じる食品ロス削減のため、民間事業者との連携に関する施策の検討・実施   | 検討(新規)                          | 実施(新規)                           | 組合<br>構成団体 |
|                                 | ・防災備蓄品の活用・配布   | 検討(新規)                          | 実施(新規)                           | 組合<br>構成団体 |

(4) 環境物品の使用促進等に関する施策

住民や事業者に対して環境物品等（再資源化原料を使用した製品等）の使用について啓発していくとともに、組合、構成団体自らも事業者としてグリーン購入、グリーン契約（環境配慮契約）等、持続可能な循環型社会の構築に向けた行動を実施します。

環境物品の使用促進等に関する施策の実施スケジュールは表4-5-4に示すとおりです。

表4-5-4 環境物品の使用促進等に関する施策の実施スケジュール

| 項目                | 施策の内容   | R6~R10                | R11~R15               | 実施主体       |
|-------------------|---|-----------------------|-----------------------|------------|
|                   |   | 2024~2028<br>(中間目標年度) | 2029~2033<br>(最終目標年度) |            |
| ①環境物品の使用促進等に関する施策 | ・住民や事業者に対して環境物品(再資源化減量を使用した製品等)の使用(グリーン購入)について情報提供、啓発 | 実施(継続)                |                       | 構成団体       |
|                   | ・組合、構成団体自らが事業者としてグリーン購入・グリーン契約(環境配慮契約)等の行動を率先して実施     | 実施(継続)                |                       | 組合<br>構成団体 |



家庭から出る「生ごみ」のリサイクルとは？

私たちが「燃やすごみ」として出しているものの中に含まれている「生ごみ」や「草木類」。これまでは、その多くが可燃ごみとして焼却炉で燃やされていましたが、これらをたい肥化することによって、ごみとして処理する量を減らすことができます。



ご家庭ではこれまでも、市が行うコンポスト容器の購入補助をご利用いただくなど、容器の利用も徐々に広がってきていますが、コンポストの設置場所が必要であったり、費用や手間がかかったりという理由から、なかなか利用しようというところまでいかない、ということもあるかもしれません。

調理くずや食べ残しなどの生ごみ(食品ロス)は、可燃ごみの中で4割ほどを占めることもあり、これらが出にくいような生活スタイルを実践するとともに、どうしても出てしまう生ごみをリサイクルしたり、嵩(かさ)を減らしていくことができれば、ごみの減量に効果があります。そのようなことから、今、この生ごみのリサイクルが注目されています。

生ごみの手軽なリサイクル〈生ごみを育てて使う〉をやってみませんか？

大きなコンポスト容器や機械式の生ごみ処理機を購入して、ご家庭で生ごみをたい肥化するのも有効ですが、上でお話しをしたように、さまざまな理由から難しい場合もありますね。

通常のコンポスト容器は設置場所などが必要ですが、ベランダでも手軽に、場所をとらずにたい肥が作れるバケツ型の容器(EMボカシを使ったコンポスト)や、ダンボールを使ったコンポスト、コンポスト容器には見えないバグ型の容器なども出てきています。



〈生ごみを育てて使う〉

ごみを減らすために、という考えから一歩進んで楽しんでみる。自分で“育てた”たい肥で、プランター菜園というのも楽しい！このような生活スタイルが、ごみを出さない生活につながっていくのですね。



(5) ごみの減量化・資源化に関する施策

① 分別区分見直しの検討

ごみの資源化を促進するため、資源回収率を上げる施策として、効果的な分別区分の検討、見直しを行います。

② 紙ごみの資源化に関する検討

燃やすごみの組成分析調査の結果、分けていないために燃やすごみへ混入する紙類が多いことが分かりました。これらの燃やすごみに含まれる資源化可能な紙類の分別を推進し、有効に資源化される取り組みを検討します。

③ 剪定枝の資源化に関する検討

剪定枝については、資源化の費用対効果や成果物の利用状況を踏まえ、民間事業者等による剪定枝の資源化を検討します。家庭から出る剪定枝のたい肥化についても検討していきます。

④ 生ごみの資源化に関する検討

組合に搬入された生ごみの資源化を検討します。

⑤ プラスチック類の資源化の推進

プラスチック製容器包装、ペットボトル、カレット類について、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会を通じての資源化を継続します。また、新法の施行に伴い、製品プラスチックの分別区分についても検討していきます。

⑥ 焼却灰の資源化に関する検討

クリーンセンターしらさぎから生じる焼却灰については、エコセメント化、熔融スラグなどへの資源化について、これまで検討を進め、一部実践をしてきています。今後は、さらなる最終処分量の削減へ向けて、資源化の実施を進めていきます。

ごみの減量化・資源化に関する施策の実施スケジュールは表4-5-5に示すとおりです。

表4-5-5 ごみの減量化・資源化に関する施策の実施スケジュール

| 項目              | 施策の内容   | R6~R10<br>2024~2028<br>(中間目標年度) | R11~R15<br>2029~2033<br>(最終目標年度) | 実施主体       |
|-----------------|---|---------------------------------|----------------------------------|------------|
| ①分別区分見直しの検討     | ・ごみの資源化促進のための、効果的な分別区分に関する検討・見直し                            | 検討(継続)                          |                                  | 組合<br>構成団体 |
| ②紙ごみの資源化に関する検討  | ・可燃ごみに含まれる資源化可能な紙類の分別により、有効に資源化される取り組みについて検討、実施             | 検討・実施(継続)                       |                                  | 組合<br>構成団体 |
| ③剪定枝の資源化に関する検討  | ・資源化の費用対効果や成果物の利用状況を踏まえ、民間事業者による剪定枝の資源化について検討               | 検討(継続)                          |                                  | 組合<br>構成団体 |
|                 | ・家庭から出る剪定枝のたい肥化の検討  | 検討(新規)                          |                                  | 組合<br>構成団体 |
| ④生ごみの資源化に関する検討  | ・組合に搬入された生ごみの資源化に関する検討                                      | 検討(継続)                          |                                  | 組合         |
| ⑤プラスチック類の資源化の推進 | ・プラスチック製容器包装、ペットボトル、カレット類について、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会を通じた資源化を実施 | 実施(継続)                          |                                  | 組合         |
|                 | ・製品プラスチックの分別区分に関する検討  | 検討(新規)                          |                                  | 組合<br>構成団体 |
| ⑥焼却灰の資源化        | ・焼却灰のエコセメント化、熔融スラグ等への資源化を実施                                 | 実施(継続)                          |                                  | 組合         |

(6) 事業系ごみの減量化・資源化に関する施策

- ① 排出事業者及び収集・運搬許可業者へのごみ減量化・資源化に関する指導強化  
事業系ごみの減量化・資源化のため、排出事業者及びごみの受け入れを行う収集・運搬許可業者に対して、ごみの減量や資源化を要請します。
- ② 減量化・資源化に関する効果的な情報発信  
事業系ごみの減量化に関する優良事例を収集し、他事業者へ水平展開を図るなど効果的な情報発信を検討していきます。

事業系ごみの減量化・資源化に関する施策の実施スケジュールは表4-5-6に示すとおりです。

表4-5-6 事業系ごみの減量化・資源化に関する施策の実施スケジュール

| 項目                                   | 施策の内容   | R6~R10<br>2024~2028<br>(中間目標年度) | R11~R15<br>2029~2033<br>(最終目標年度) | 実施主体       |
|--------------------------------------|---|---------------------------------|----------------------------------|------------|
| ①排出事業者及び収集・運搬許可業者へのごみ減量化・資源化に関する指導強化 | ・事業系ごみの減量化・資源化のため、排出事業者及びごみの受け入れを行う収集・運搬許可業者に対して、ごみの減量や資源化を要請 | → 実施(継続) →                      |                                  | 組合<br>構成団体 |
| ②減量化・資源化に関する効果的な情報発信                 | ・事業系ごみの減量化に関する優良事例を収集し、他事業者へ水平展開を図るなど効果的な情報発信を検討              | → 検討(継続) →                      |                                  | 構成団体       |







**廃食油がリサイクルできる？**

揚げ物って美味しいですね。日々の食卓にのぼる揚げ物ですが、これを作ったあとには、廃棄しなければならない食用油が残ってしまいます。廃棄される食用油は、年間で約10万トン\*にもなるとされています。  
(\* 全国油脂連合会資料「UCオイルのリサイクルの流れ」令和3年度版より)

この使い終わった食用油は立派な資源なのです。回収拠点などで回収された廃油は、一般的に、バイオディーゼル燃料(車両・発電機)や石けん、肥料・飼料油脂などに使われています。

**使い終わった食用油はどうする？**

これらの廃食油は、新聞紙に吸わせたり、薬剤で固めたりして、そのほとんどがごみとして廃棄されています。この廃食油、実は、ご家庭でも簡単に再利用できるのです。

こんなにサイクル方法があるのをご存じですか？

- **廃油肥料をつくる**  
肥料として油かすが使われることがありますが、廃油肥料は油かすの代わりにして使う事ができます。
- **廃油キャンドルをつくる**  
手作りするキャンドルは、好きな色、香り、デザインにするなど、さまざまなアレンジができます。材料や道具も少なく作れるので、手軽なのも嬉しいですね。また、キャンドルを作っておけば、災害時の備えにもなります。





(7) 経済的手法などの検討・導入に関する施策

① 家庭ごみの有料化に関する調査・研究

家庭ごみの今後のごみ排出状況などを考慮し、有料化のメリット・デメリット等について、引き続き検討を行います。

② 事業系ごみ処理料金の適宜見直しの検討

事業系ごみ処理料金については、「廃棄物を排出する者が、その適正なりサイクルや処理に関する責任を負うべきである」との「排出者責任」の考えに則った処理料金の見直しを、継続して検討していきます。

経済的手法などの検討・導入に係る施策の実施スケジュールは表4-5-7に示すとおりです。

表4-5-7 経済的手法などの検討・導入に係る施策の実施スケジュール

| 項目                  | 施策の内容   | R6~R10<br>2024~2028<br>(中間目標年度) | R11~R15<br>2029~2033<br>(最終目標年度) | 実施主体 |
|---------------------|---|---------------------------------|----------------------------------|------|
| ①家庭ごみの有料化に関する調査・研究  | ・家庭ごみの今後の排出状況などを考慮し、有料化のメリット・デメリット等について調査・研究を実施 | 実施(継続)                          |                                  | 組合   |
| ②事業系ごみ処理料金の適宜見直しの検討 | ・事業系ごみについて「排出者責任」の考えに則った処理料金の見直しを検討             |                                 | 検討(継続)                           | 組合   |

2. 収集・運搬計画

○快適な生活環境を確保するため、住民へのサービスの充実を図りながら、安全かつ確実に収集・運搬を実施するとともに、ごみの適正処理・資源化を推進するための効率的な収集・運搬体制の確立を目指します。

(1) 収集・運搬体制の推進に係る施策

① 安全・安心かつ効率的な収集・運搬

分別区分や収集回数、形態等を適切に設定し、地域性や人口分布を踏まえた適切かつ効率的な収集運搬体制を検討・実施します。また、安全・安心な収集・運搬を維持するとともに、近年の清掃事業におけるICT(情報通信技術)等の活用も視野に入れた、より効率的な収集・運搬体制の構築について検討し、実施を目指します。

② 新たな分別への対応

製品プラスチック等、新たな分別区分が追加された場合には、最適な排出方法や収集方法を選定するとともに、収集・運搬体制を見直します。

③ 福祉行政等との連携による収集サービスの実施

ふれあい収集等、高齢化社会に対応するため、福祉行政との連携を図るなど、高齢者等に対するごみの収集・運搬を継続して実施します。

④ 環境等に配慮した収集車の導入

収集車両はほぼ全てが環境配慮型に切り替わっていますが、更なる環境への負荷低減を図るため、収集車についてはEV車の導入など、先進事例を参考に検討していきます。

収集・運搬体制の推進に係る施策の実施スケジュールは表4-5-8に示すとおりです。

表4-5-8 収集・運搬体制の推進に係る施策の実施スケジュール

| 項目                     | 施策の内容  | R6~R10<br>2024~2028<br>(中間目標年度) | R11~R15<br>2029~2033<br>(最終目標年度) | 実施主体       |
|------------------------|--|---------------------------------|----------------------------------|------------|
| ①安全・安心かつ効率的な収集・運搬      | ・分別区分や収集回数、形態等を適切に設定し、地域性や人口分布を踏まえた適切かつ効率的な収集運搬体制の検討・実施                            | 検討・実施（継続）                       |                                  | 組合<br>構成団体 |
|                        | ・安全・安心な収集・運搬を維持するとともに、近年の清掃事業におけるICT（情報通信技術）等の活用も視野に入れた、より効率的な収集・運搬体制の構築についての検討、実施 | 検討・実施（継続）                       |                                  | 組合         |
| ②新たな分別への対応             | ・新たな分別区分が追加された場合、最適な排出方法や収集場所、収集方法を選定し、収集・運搬体制の見直しを検討                              | 検討（継続）                          |                                  | 組合<br>構成団体 |
| ③福祉行政等との連携による収集サービスの実施 | ・高齢者社会に対応するため、福祉行政との連携を図るなど、高齢者等に対するごみの収集・運搬を実施                                    | 実施（継続）                          |                                  | 組合<br>構成団体 |
| ④環境等に配慮した収集車の導入        | ・環境への負荷低減を図るため、収集車についてはEV車の導入など、先進事例を参考に検討   | 検討（継続）                          |                                  | 組合         |

### 3. 中間処理計画

○中間処理施設については、ごみ焼却処理施設の基幹改良工事が終了し、適正な処理を引き続き行っているところですが、全ての現有施設の維持管理を徹底し、環境負荷の低減や安全・安定処理に努めるとともに、公害防止対策や施設の延命化対策を行います。  
また、ごみ処理の効率化を検討し、環境負荷や処理コストの低減に配慮していきます。

#### (1) 焼却施設に係る施策

##### ① 公害防止対策

ごみ質の変化や設備の老朽化に伴い、排出ガスの増加が懸念されます。周辺地域への環境負荷の低減や安全・安定処理のため、排出基準等のモニタリングを継続的に行い、現有する施設を安定的に管理しつつ、ダイオキシン類をはじめとする排出ガスのさらなる発生抑制のため、公害防止対策を講じます。

##### ② ごみ焼却施設の適正な維持管理

基幹改良工事が終了した直後ですが、引き続き維持管理費の削減や施設運営の効率化を図りつつ、適正かつ安定的な処理体制を維持します。

##### ③ 地球温暖化防止対策

焼却処理に使用した排熱を温水として回収し、クリーンセンターしらぎ内での給湯や、余熱利用還元施設の冷暖房やプール等での熱源として有効利用していきます。

焼却施設に係る施策の実施スケジュールは表4-5-9に示すとおりです。

表4-5-9 焼却施設に係る施策の実施スケジュール

| 項目              | 施策の内容  | R6~R10<br>2024~2028<br>(中間目標年度) | R11~R15<br>2029~2033<br>(最終目標年度) | 実施主体 |
|-----------------|--|---------------------------------|----------------------------------|------|
| ①公害防止対策         | ・周辺地域への環境負荷の低減や安全・安定処理のため、排出基準等のモニタリングを継続的に行い、現有する施設を安定的に管理しつつ、排出ガスのさらなる発生抑制のため、公害防止対策を講じる | → 実施(継続)                        |                                  | 組合   |
| ②ごみ焼却施設の適正な維持管理 | ・維持管理費の削減や施設運営の効率化を図りつつ、適正かつ安定的な処理体制を維持  | → 実施(継続)                        |                                  | 組合   |
| ③地球温暖化防止対策      | ・焼却工程に伴う余熱の有効利用の継続   | → 実施(継続)                        |                                  | 組合   |

(2) 不燃ごみ処理施設に係る施策

燃やさないごみ、不燃性粗大ごみは民間委託により処理していますが、柏市(沼南地域)と鎌ヶ谷市では別々の処理形態となっています。

これらの燃やさないごみ、不燃性粗大ごみの処理について、新たな破碎処理施設の整備や民間施設の活用についての調査検討を行うとともに、業務の効率化及びごみ処理経費の削減に向けた検討を行います。

不燃ごみ処理施設に係る施策の実施スケジュールは表4-5-10に示すとおりです。

表4-5-10 不燃ごみ処理施設に係る施策の実施スケジュール

| 項目               | 施策の内容  | R6~R10<br>2024~2028<br>(中間目標年度) | R11~R15<br>2029~2033<br>(最終目標年度) | 実施主体 |
|------------------|--|---------------------------------|----------------------------------|------|
| ①不燃ごみの処理方式に関する検討 | ・新たな破碎処理施設の整備、民間施設の活用についての調査・検討を行うとともに、業務の効率化及びごみ処理経費の削減に向けた検討 | → 検討(継続)                        |                                  | 組合   |

(3) 資源化施設及び資源化方法等に係る施策

現有施設の耐用年数、ごみ質の変化、資源化率の向上、財政的な効果などを考慮し、現有施設の延命化や新たな資源化施設の整備または民間施設の活用について調査・検討を実施するとともに、業務の効率化及びごみ処理経費の削減に努めます。

資源化施設及び資源化方法等に係る施策の実施スケジュールは表4-5-11に示すとおりです。

表4-5-11 資源化施設及び資源化方法等に係る施策の実施スケジュール

| 項目                         | 施策の内容   | R6~R10<br>2024~2028<br>(中間目標年度) | R11~R15<br>2029~2033<br>(最終目標年度) | 実施主体 |
|----------------------------|---|---------------------------------|----------------------------------|------|
| ①資源化施設の整備、民間施設の活用に関する調査・検討 | ・現有施設の耐用年数、ごみ質の変化、資源化率の向上、財政的な効果などを考慮し、現有施設の延命化や新たな資源化施設の整備または民間施設の活用について調査・検討を実施するとともに、業務の効率化及びごみ処理経費の削減に努める | → 検討(継続)                        |                                  | 組合   |

4. 最終処分計画

○ごみの発生抑制に努め、最終処分量をできるだけ削減するだけでなく、中間処理段階においても資源化を推進していきます。

(1) 最終処分に係る施策

① 最終処分量の削減

家庭や事業所から排出されるごみの排出抑制を推進するとともに、資源の分別排出の徹底により焼却対象量を減らすことで、最終処分量を削減します。

② 最終処分先の安定的な確保

現在は、焼却灰や焼却不燃物の大半を民間業者に委託し処分を行っていますが、将来にわたって、最終処分の対象となる物の受け入れ先に関する安定的な確保を行います。

最終処分に係る施策の実施スケジュールは表4-5-12に示すとおりです。

表4-5-12 最終処分に係る施策の実施スケジュール

| 項目            | 施策の内容   | R6~R10<br>2024~2028<br>(中間目標年度) | R11~R15<br>2029~2033<br>(最終目標年度) | 実施主体 |
|---------------|---|---------------------------------|----------------------------------|------|
| ①最終処分量の削減     | ・家庭や事業所から排出されるごみの排出抑制を推進するとともに、資源の分別排出の徹底により焼却対象量を減らすことで、最終処分量を削減 | 実施(継続)                          |                                  | 組合   |
| ②最終処分先の安定的な確保 | ・将来にわたる最終処分対象物の受け入れ先の安定的な確保                                       | 実施(継続)                          |                                  | 組合   |

5. その他の計画

○本計画施策を適正に進めるための進行管理や不法投棄対策、適正処理困難物等への対応など、これまでの業務を安定的に継続するとともに、大規模な災害が発生した際に十分な対応が図れるよう、以下のような検討を進めます。

(1) その他の施策

① 計画進行管理

本計画を確実に実行していくためには、住民・事業者・行政それぞれが基本理念や基本方針、施策等を共有し、理解し、三者の協働により着実に推進していく必要があります。

本計画に基づいて行政は、住民、事業者に対し普及啓発を積極的に行い、住民・事業者の本計画に関する理解と協力が得られるよう働きかけていくとともに、PDCAサイクル(計画(Plan)・実行(Do)・評価(Check)・改善(Action))を各取組について適切に運用し、本計画の着実かつ効果的な運用のために進行管理を実施します。

PDCAサイクルでは、毎年度の進行管理(小さなサイクル)と、中間目標年度となる令和10年度(2028年度)、最終目標年度である令和15年度(2033年度)を目途に、計画の継続的な評価・見直し(大きなサイクル)を行っていきます。

② 不法投棄対策

ごみの適正処理を推進するために、住民・事業者・警察・組合・構成団体が連携

し、監視体制の強化を図り、不法投棄の未然防止に取り組みます。

③ 適正処理困難物等への対応

住民・事業者に対しては、適正処理困難物が集積所や組合の処理施設に持ち込まれることのないよう、適正な処理・処分の方法について普及啓発していきます。

④ 災害廃棄物対策

地震、台風、豪雨等の自然災害により、組合の処理施設では処理ができない廃棄物が発生した場合には、組合と構成団体が連携し、構成団体の「災害廃棄物処理計画」等に基づき、災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に推進します。

また、国、千葉県及び協定を締結している自治体に協力を求め、適正処理を維持する体制を継続します。

⑤ 地球温暖化防止対策

ごみ焼却により発生する余剰エネルギーの有効利用を継続するとともに、温室効果ガスの発生抑制の観点から、ごみの収集車両についても、低燃費車両等の導入に関する検討を進めるなど環境負荷の低減に努めます。

また、ごみ減量施策を積極的に推進し、焼却ごみ量を削減するとともに、温室効果ガス発生抑制の観点から、設備改修等の実施に際しては、省エネルギー機器の導入や機能改善を検討します。

その他の施策の実施スケジュールは表4-5-13に示すとおりです。

表4-5-13 その他の施策の実施スケジュール

| 項目            | 施策の内容   | R6~R10<br>2024~2028<br>(中間目標年度) | R11~R15<br>2029~2033<br>(最終目標年度) | 実施主体       |
|---------------|---|---------------------------------|----------------------------------|------------|
| ①計画進行管理       | ・計画の施策を将来にわたって適正に進めるための進行管理                                   | 実施(継続)                          |                                  | 組合<br>構成団体 |
| ②不法投棄対策       | ・ごみの適正処理を推進するために、住民・事業者・警察・組合・構成団体の連携による監視体制の強化、不法投棄の未然防止     | 実施(継続)                          |                                  | 組合<br>構成団体 |
| ③適正処理困難物等への対応 | ・住民・事業者に対し、処理困難物の持ち込み防止のための適正処理・処分方法に関する情報提供及び普及啓発            | 検討(継続)                          |                                  | 組合<br>構成団体 |
| ④災害廃棄物対策      | ・災害時においては、構成団体と組合との連携により、「災害廃棄物処理計画」等に基づき、災害廃棄物を円滑に処理できる体制を構築 | 検討・実施(継続)                       |                                  | 組合<br>構成団体 |
|               | ・国、千葉県及び協定を締結している自治体に協力を求め、災害廃棄物の適正処理を維持する体制を継続               | 実施(継続)                          |                                  | 組合         |
| ⑤地球温暖化防止対策    | ・ごみ焼却による余剰エネルギーの有効利用を継続するとともに、ごみの収集車両について低燃費車両等の導入に関する検討を進める  | 検討・実施(継続)                       |                                  | 組合         |
|               | ・ごみ減量施策の積極的な推進による焼却ごみ量を減量化し、設備改修等の実施に際しては、省エネルギー機器の導入や機能改善を実施 | 実施(継続)                          |                                  | 組合         |